

消費者だより

2023年11月号

子どもが親の同意なく契約した インターネット上でのトラブル

最近、インターネットでアニメやゲームを楽しむ子どもたちが増え、親の同意を得ずに高額な契約をしたというトラブルが発生しています。

■事例1

高校生の娘がオンラインくじを多数購入して母親のクレジットカードで決済していた。利用明細で心当たりのない請求があり、娘の無断利用が判明した。キャンセルしてオンラインくじの景品を返品したい。

■事例2

中学生の息子がスマートフォンとゲーム機でオンラインゲームの課金を複数回利用し、父親のクレジットカードで決済していた。利用明細には目を通していなかったのが気づかなかったが、カード会社から父親に不審な利用履歴があると連絡があり、息子の無断利用が分かった。

■消費者へのアドバイス

- ・未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた未成年者取消権によりその契約を取り消すことができます。しかし、子どもが通販サイト上の年齢確認画面で年齢を偽ったり、親の同意を得ていると嘘をいったりした場合には認められないこともあります。
- ・子どもが親のクレジットカードを無断で持ち出して利用した場合は、クレジットカード会社から親自身がカードの管理責任を問われることもあります。カードの保管には気をつけてください。また、カードの利用明細には必ず目を通してください。
- ・スマートフォンなど通信機器で使用する登録ID・パスワード情報やクレジットカード情報は厳重に管理し、他の人には決して教えないようにしてください。
- ・子どもにインターネットを利用させる場合は、事前に家庭で注意点を話し合っておくことも重要です。

トラブルにあったときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)